

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	地方税徴収及び滞納整理事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、地方税徴収及び滞納整理事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

## 公表日

令和5年12月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税徴収及び滞納整理事務
②事務の概要	・地方税の徴収に関する事務 ・国民健康保健税の徴収に関する事務 ・後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務
③システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(収納システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・SHIPS収納システムDBファイル ・滞納整理支援システムDBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 【情報照会の根拠】 ・第27項 【情報提供の根拠】 ・なし(情報提供を実施しない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市市民生活部納税課、佐賀市市民生活部市民税課
②所属長の役職名	納税課長、市民税課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀市総務部総務法制課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀市市民生活部納税課、佐賀市市民生活部市民税課

# II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</span>
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 500人以上 2) 500人未満</span>
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人	「 発生なし 」 <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;</span>

情報に関する重大事故が発生したか

「発生なし」

1) 発生あり

2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	しきい値判断項目	平成26年9月30日 時点	平成28年9月30日 時点	事前	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	納税課長 山口 弘一	納税課長 小林 孝	事後	
平成30年11月30日	II しきい値判断項目	平成28年9月30日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	納税課長 小林 孝	納税課長	事後	
令和1年11月8日	II しきい値判断項目	平成30年10月31日 時点	令和1年10月31日時点	事後	
令和2年11月30日	IV-8 監査	自己点検	自己点検及び内部監査	事後	
令和3年11月12日	II しきい値判断項目	令和1年10月31日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和3年11月12日	IV-8 監査	自己点検及び内部監査	自己点検	事後	
令和5年2月10日	I-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和5年2月10日	I-4-② 法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表第2 【情報照会の根拠】 ・第27項 【情報提供の根拠】 ・なし(情報提供を実施しない)	事前	
令和5年2月10日	I-5-① 部署	佐賀市市民生活部納税課	佐賀市市民生活部納税課、佐賀市市民生活部市民税課	事前	
令和5年2月10日	I-5-② 所属長の役職名	納税課長	納税課長、市民税課長	事前	
令和5年2月10日	I-8 連絡先	佐賀市市民生活部納税課	佐賀市市民生活部納税課、佐賀市市民生活部市民税課	事前	
令和5年2月10日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和5年12月1日	II しきい値判断項目	令和3年11月1日	令和5年11月1日	事後	
令和5年12月1日	I-1-②	・地方税の徴収に関する事務	・地方税の徴収に関する事務 ・国民健康保健税の徴収に関する事務 ・後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務	事後	